## 目次 昭和二十七年政令第三百七十七号 内閣は、 宮内庁組織令 国家行政組織法 (昭和二十三年法律第百二十号)第七条第三項の規定に基き、この政令を制定する。

第一節 内部部局 宮内庁長官秘書官 部の設置等 (第二条—第九条) (第一条

第三章 施設等機関(第三十条—第三十二条)

第二節

課の設置等 (第十条—第二十九条)

(宮内庁長官秘書官の定数) 第一章 宮内庁長官秘書官

第一条 宮内庁長官秘書官の定数は、 第二章 内部部局 一人とする。

第一節 部の設置等

第二条 宮内庁に、 (部の設置) 書陵部 長官官房並びに侍従職、 東宮職及び式部職のほか、 次の二部を置く。

管理部

(特別な職)

第三条 長官官房に、審議官、 宮務主管は、命を受けて第十一条から第十三条までに掲げる事務のうち皇族(内廷にある皇族を除く。 審議官は、命を受けて、皇室関係の重要事項の調査、審議及び立案に関する事務を総括する。 宮務主管、 皇室経済主管及び皇室医務主管それぞれ一人並びに参事官二人及び公文書監理官一人 以下この項において同じ。)に係るものを総括し、 (関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。) を置 及び皇族の侍側奉仕のことのうち特に命

5 皇室医務主管は、皇室に関する医務を総括し、並びに天皇及び内廷にある皇族に関する医事のうちその専門領域に係る診候並びに皇族皇室経済主管は、皇室の経済並びに皇室及び宮内庁の会計に関する事務を総括する。

ぜられたものをつかさどる。

公文書監理官は、命を受けて、宮内庁の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に関する重要事項に係るものに参画し、 参事官は、命を受けて、皇室関係の重要事項の調査、審議及び立案に関する事務に参画する。 (内廷にある皇族を除く。) に関する医事をつかさどる。

2 第四条 侍従職に、女官長及び侍医長それぞれ一人を置く。

事務に関し必要な調整を行う。

女官長は、皇后の側近奉仕のことを総括する。

侍医長は、天皇、皇后及び皇子に関する医事を総括する。

第五条 東宮職に、東宮侍従長、東宮女官長及び東宮侍医長それぞれ一人を置く。 3

東宮侍従長は、 皇太子の侍側奉仕のことを総括する。

東宮女官長は、皇太子妃の侍側奉仕のことを総括する。

第六条 式部職に、 ffを受けて、式部職の所掌事務の一部を総括する。 式部副長二人を置く。

東宮侍医長は、皇太子、皇太子妃及び皇孫に関する医事を総括する。

4 3 2

2 式部副長は、命を受けて、

(長官官房の事務)

第七条 長官官房においては、 機密に関すること。 宮内庁の所掌事務に関し、 次の事務をつかさどる。

職員の任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

公文書類の接受及び発送に関すること。長官の官印及び庁印を管守すること。

職員の福利厚生に関すること。

調査及び統計に関すること。

第十二条

総務課においては、

左の事務をつかさどる。

```
2
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         第十条 長官官房に、次の五課を置く。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   第九条 管理部においては、次の事務をつかさどる。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                一 皇統譜の調製、登録及び保管に関すること。第八条 書陵部においては、次の事務をつかさどる。
                                                                                                                                                                                                                             第十一条 秘書課においては、次の事務をつかさどる。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       (長官官房の分課)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    (管理部の事務)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               十三 前各号に掲げるもののほか、宮内庁の所掌事務で他部局の所掌に属しないものに関すること。
                                                                                                                                                                                                                                             (秘書課)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                (書陵部の事務)
                                                                                                                                                                                                                                                             用度課
                                                                                                                                                                                                                                                                           主 宮務課
                                                                                                                                                                                                                                                                                                          総務課
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        秘書課
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  図書及び記録の保管、出納、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       御料牧場に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    供進及び調理に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   公文書類の編集及び保管に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  陵墓に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              皇室会議及び皇室経済会議に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             皇族に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             賜与及び受納に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            行幸啓に関すること。
                                                                   職員の共済組合に関すること。
                                                                                 職員の任免、給与、分限、懲戒、
                                                                                                  身分証明書等に関すること。
                                                                                                                                 法令案その他文書の審査及び進達に関すること。
                                                                                                                                                                              長官の官印及び庁印を管守すること。
                                                                                                                                                                                               機密に関すること。
                                                                                                                                                                                                            皇室会議に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       衛生に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      車馬に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     皇室用財産その他の行政財産の管理に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   正倉院に関すること。
                                                                                                                                               調査及び統計に関すること。
                                                                                                                                                                公文書類の接受及び発送に関すること。
                                                                                                                  官報掲載に関すること。
     前各号に掲げるもののほか、宮内庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。宮内庁の所掌事務の総合調整に関すること。
                                    事務能率の増進に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        第二節
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               物品の管理に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
                                                    職員の医療、衛生その他福利厚生に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        課の設置等
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  複刻及び編集に関すること。
                                                                                   服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
```

```
3
一 天皇及び皇族の実録の編修に関すること。
第二十一条 編修課においては、左の事務をつかさどる。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         5
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        4
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          3
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             2
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             第十七条 東宮職に、東宮侍従七人、東宮女官六人及び東宮侍医三人を置く。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      5
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    4
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      3
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         2
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   一 経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。第十四条 主計課においては、左の事務をつかさどる。
                                                                                                                                                                                                                                                              第十九条 書陵部に、左の三課を置く。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                第十八条 式部官のうち、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         第十六条 侍従職に、侍従七人、女官六人及び侍医三人を置く。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            第十五条 用度課においては、物品の管理及びその検査に関する事務をつかさどる。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           第十三条 宮務課においては、
                                                                                                                                                                   第二十条 図書課においては、次の事務をつかさどる。
                                      (編修課)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    (式部職の事務分掌)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               (東宮職の事務分掌)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              (宮務課)
                                                                                                                                                                                                                                                                                (書陵部の分課)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          (侍従職の事務分掌)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 (用度課)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          (主計課)
                                                                                                                                                                                        (図書課)
                                                                                                                                                                                                        陵墓課
                                                                                                                                                                                                                         編修課
                                                                                                                                                                                                                                            図書課
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 侍医は、命を受けて、天皇、皇后及び皇子に関する医事を分掌する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   東宮侍医は、命を受けて、皇太子、皇太子妃及び皇孫に関する医事を分掌する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      侍従は、命を受けて、側近奉仕のことを分掌する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       東宮女官は、命を受けて、皇太子妃の侍側奉仕のことを分掌する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          東宮侍従のうち、宮内庁長官の定める一人は、命を受けて、東宮職の庶務をつかさどる。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          東宮侍従は、命を受けて、皇太子の侍側奉仕のことを分掌する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  女官は、命を受けて、皇后の側近奉仕のことを分掌する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     侍従のうち、宮内庁長官の定める一人は、命を受けて、侍従職の庶務をつかさどる。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                会計の監査に関すること。
                                                        前各号に掲げるもののほか、書陵部の所掌事務で他の所掌に属さない事務に関すること。国立国会図書館支部宮内庁図書館に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 皇室経済会議に関すること。
                                                                                                                                                 皇統譜の調製、登録及び保管に関すること。
                                                                                             公文書類の編集及び保管に関すること。
                                                                                                              正倉院に関すること。
                                                                                                                                図書及び記録の保管、出納及び複刻に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              前各号に掲げるものの外、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    報道に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     御陪食に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         御差遣に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          行幸啓に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                奉仕作業に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      賜与及び受納に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                宮内庁長官の定める三人は、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           皇族(内廷にある皇族を除く。)に関する事務をつかさどる。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                勅旨伝達に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                それぞれ命を受けて、儀式、交際及び雅楽に関する事務を分掌する。
```

図書及び記録の編修に関すること。

```
第三十一条 正倉院事務所は、正倉院宝庫及び正倉院宝物を管理する機関とする。
                                                                                                                                                                                      一 供進及び諸宴の配騰に関すること。
                                                    第三十条 宮内庁に、次の施設等機関を置く。
                                                                                          第二十九条 宮殿管理官は、
                                                                                                                                               第二十八条 車馬課においては、
                                                                                                                                                                                                                                                                     第二十六条 庭園課においては、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                           一 建築、土木その他の工事に関すること。
第二十五条 工務課においては、次の事務をつかさどる。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            第二十三条
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                第二十二条
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               第二十四条 管理課においては、次の事務をつかさどる。
                                                                                                                                                                                                                (大騰課)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 六五四
              (正倉院事務所)
                                                                                                                                                              (車馬課)
                                                                                                                                                                                                                                                                                   (庭園課)
                                                                                                                                                                                                                                                                                               二 水道、電気、ガスその他の設備に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       (工務課)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             (管理課)
                                                                                                         (宮殿管理官)
                                                                                                                     二 馬車及び馬に関すること。
                                                                                                                                                                          二 調理に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        (管理部の分課)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             (陵墓課)
                                                                 (施設等機関)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      大庭工膳園務課課課
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             管理課
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         車馬課
                           御料牧場
                                       正倉院事務所
                                                                                                                                   自動車に関すること。
                                                                                                                                                                                                                               ...樹林に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                         庭園に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 防疫、消毒その他の衛生に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                            園芸に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    前各号に掲げるもののほか、管理部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      陵墓の調査及び考証に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              工事の監査に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           労務者の雇用及び監督に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      御料牧場に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 皇室用財産その他の行政財産の管理に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  陵墓の管理に関すること。
                                                                               第三章 施設等機関
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        庁舎の清掃及び整備に関すること。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               陵墓課においては、左の事務をつかさどる。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            管理部に、次の五課及び宮殿管理官一人を置く。
                                                                                           宮殿の運営の管理に関する事務をつかさどる。
                                                                                                                                                                                                                                                                      次の事務をつかさどる。
                                                                                                                                                次の事務をつかさどる。
```

4

2

正倉院事務所の位置及び内部組織は、

内閣府令で定める。

2

(御料牧場)

第三十二条 御料牧場は、皇室の用に供する家畜の飼養、 御料牧場の位置及び内部組織は、内閣府令で定める。 農畜産物の生産及びこれらに附帯する事業を行う機関とする。

附則

(施行期日)

一条この政令は、 (特別な職) 昭和二十七年九月一日から施行する。

第二条 上皇職に、上皇女官長及び上皇侍医長それぞれ一人を置く。 上皇女官長は、上皇后の側近奉仕のことを総括する。

3 上皇侍医長は、上皇及び上皇后に関する医事を総括する。

2 第三条 皇嗣職に、皇嗣職宮務官長及び皇嗣職侍医長それぞれ一人を置く。 皇嗣職侍医長は、皇嗣、皇嗣妃及び皇嗣の子たる皇族に関する医事を総括する。 皇嗣職宮務官長は、皇嗣及び皇嗣妃の侍側奉仕のことを総括する。

第四条 上皇職に、上皇侍従六人、上皇女官六人及び上皇侍医五人を置く。 (上皇職の事務分掌) 上皇侍従は、命を受けて、上皇の側近奉仕のことを分掌する。

上皇女官は、命を受けて、上皇后の側近奉仕のことを分掌する。 上皇侍従のうち、宮内庁長官の定める一人は、命を受けて、上皇職の庶務をつかさどる。

上皇侍医は、命を受けて、上皇及び上皇后に関する医事を分掌する。

4 3

第五条 皇嗣職に、皇嗣職宮務官十人及び皇嗣職侍医三人を置く。 (皇嗣職の事務分掌) 皇嗣職宮務官は、命を受けて、皇嗣及び皇嗣妃の侍側奉仕のことを分掌する。

皇嗣職侍医は、命を受けて、皇嗣、皇嗣妃及び皇嗣の子たる皇族に関する医事を分掌する。 皇嗣職宮務官のうち、宮内庁長官の定める一人は、命を受けて、皇嗣職の庶務をつかさどる。

3

**第六条** 宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)附則第二条第二項の規定により上皇職が置かれている間においては、第二条及び第三条第五項の規定の適用については、第二条中「侍従職」とある (上皇職及び皇嗣職が置かれている間の読替え等)

のは「侍従職、上皇職」と、同項中「及び」とあるのは「及び上皇並びに」とする。

と、同項及び第十三条中「皇族を」とあるのは「皇族並びに皇嗣、皇嗣妃及び皇嗣の子たる皇族を」とし、第五条及び第十七条の規定は、適用しない。 職」と、第三条第三項中「皇族を」とあるのは「皇族並びに皇嗣、皇嗣妃及び皇嗣の子たる皇族を」と、同条第五項中「皇族に」とあるのは「皇族並びに皇嗣、皇嗣妃及び皇嗣の子たる皇族に」 宮内庁法附則第三条第一項の規定により皇嗣職が置かれている間においては、第二条、第三条第三項及び第五項並びに第十三条の規定の適用については、第二条中「東宮職」とあるのは「皇嗣

四十一号)第十五条第一項及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百七号)第三十二条第一項の規定の適用については、宮内庁法第三条第一項の侍従職等とみなす。 上皇職及び皇嗣職は、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和三十一年政令第三百三十七号)第五条第一項第三号、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成十二年政令第

法附則第二条第七項において準用する場合を含む。)」と、同表中「侍従職」とあるのは「/侍従職/上皇職/」とする。 上皇職に関する職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)第十三条第一項第六号及び別表第一の規定の適用については、同号中「同条第四項」とあるのは 皇嗣職に関する職員の退職管理に関する政令第十二条第四号、第十三条第一項第六号、第十四条第四号及び別表第一の規定の適用については、同令第十二条第四号及び第十四条第四号中「廃止 「同条第四項 同表中「東 (同

同項第六号中「同条第四項」とあるのは

「同条第四項

(同法附則第三条第四項において準用する場合を含む。)」と、

(昭和三一年六月二六日政令第二一三号)

宮職」とあるのは「皇嗣職」とする。

された」とあるのは「廃止され、又は置かないものとされた」と、

5

この政令は、公布の日から施行する。

(昭和三二年七月三一日政令第二二八号)

この政令は、昭和三十二年八月一日から施行する。 (昭和三四年三月三一日政令第六五号)

この政令は、昭和三十四年四月一日から施行する。

この政令は、昭和三十四年十二月一日から施行する。 (昭和三四年一一月二六日政令第三四一号)

この政令は、 昭和三五年四月一日政令第七三号) 公布の目から施行する。

この政令は、平成五年六月一日から施行する。

```
(施行期日)
                                                      この政令は、公布の日から施行する。
                 この政令は、平成二年六月二十九日から施行する。
                                                                                                             この政令は、昭和六十三年十月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                             この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  この政令は、昭和四十六年七月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                  この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                       この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                   この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            この政令は、昭和五十四年十月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         この政令は、昭和四十九年七月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             この政令は、昭和四十八年七月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               この政令は、昭和四十一年四月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                           この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         附
則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          この政令は、昭和四十二年七月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   この政令は、昭和四十年四月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       この政令は、昭和三十九年四月一日から施行する。
                                                                                            附則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         附
則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    附則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     附則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      附則
                                                                                                                                                                    則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   則
(平成五年四月二三日政令第一五〇号)
                                    (平成二年六月二七日政令第一七六号)
                                                                                                                                                                                                                                             (昭和五九年六月二七日政令第二一八号)
                                                                                                                               (昭和六三年九月三〇日政令第二八三号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   (昭和五八年四月五日政令第七〇号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           (昭和四九年六月二八日政令第二三四号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    (昭和四六年六月二五日政令第二〇七号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            (昭和四二年六月三〇日政令第一五八号)
                                                                                                                                                                    (昭和六三年四月八日政令第九七号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              (昭和五四年九月二六日政令第二五四号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 (昭和五三年四月五日政令第九二号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      (昭和五一年五月一〇日政令第八二号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               (昭和四八年六月二五日政令第一六三号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    (昭和四〇年三月一八日政令第三一号)
                                                                                          (平成元年一月一一日政令第一号) 抄
                                                                                                                                                                                                                                                                                 (昭和五八年一〇月一日政令第二一〇号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  (昭和四一年三月二三日政令第三三号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         (昭和三九年三月三一日政令第六〇号)
                                                                                                                                                                                                        (昭和六〇年四月六日政令第八一号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        (昭和五五年四月五日政令第五四号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        (昭和四四年七月五日政令第一八六号)
```

この政令は、昭和三十七年四月一日から施行する。

(昭和三七年三月三一日政令第一〇五号)

(昭和三八年六月一一日政令第一九六号)

この政令は、公布の日から施行する

則

(平成八年五月一一日政令第一一三号)

```
第一条 この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(次条第一項及び附則第四条において「整備法」という。)第五十条の規定の施行の日(令和四年四月一日。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    第一条 この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                第
                                    第四条において「整備法第五十条施行日」という。)
                                                                                                                                                                                                                                                    (施行期日)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日
(施行期日)
                                                                            (施行期日)
                                                                                                                                                                                                              、罰則に関する経過措置
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         (施行期日)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    (施行期日)
                                                                                                                                                                                                                                この政令は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行の日
                                                                                                              この政令は、令和二年一月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                          この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、
                                                                                                                                                    この政令は、令和元年七月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                        この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    この政令は、平成三十年四月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         この政令は、宮内庁法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十二号)の施行の日(平成十三年七月一日)から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               この政令は、平成三十年十月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                      附
則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           附則
                  附則
                                                                                                                                                                        附 則 (令和元年六月二八日政令第四〇号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          附 則 (平成二八年三月三一日政令第一〇八号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               附
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                          則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                則
                                                                                            則
                                                                                                                                  則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  (平成二七年四月一〇日政令第一七九号)
               (令和四年四月二〇日政令第一七七号)
                                                                                                                                                                                                                                                                     (平成三一年四月二四日政令第一五八号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                            (平成三一年三月二九日政令第七六号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 (平成三〇年四月一三日政令第一五七号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      (平成三〇年三月三〇日政令第七八号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          (平成二一年三月六日政令第三〇号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     (平成一三年一二月一二日政令第三九二号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            (平成一三年六月一三日政令第一九七号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     (平成一二年六月七日政令第三〇三号)
                                                                                            (令和三年一〇月二九日政令第二九二号)
                                                                                                                                  (令和元年一二月二五日政令第一九九号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               (平成一六年四月一日政令第一二三号)
                                    から施行する。
                  抄
                                                                                              抄
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    (平成十九年法律第百八号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十一年四月一日)から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               (平成十三年一月六日) から施行する。
                                                                                                                                                                                            なお従前の例による。
                                                                                                                                                                                                                                (平成三十一年四月三十日) の翌日から施行する。
```

第

この政令は、令和五年十月一日から施行する。

則 (令和五年九月二九日政令第二九一号)

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年三月二九日政令第八三号)

一条 この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(次条において「整備法」という。)第五十一条の規定の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。

附則